主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山田重次の上告理由について。

所論期日は、記録上、原審において最初に為すべき口頭弁論期日と認められるから、原審が右期日に出頭しない控訴人において、控訴状の記載に基き陳述したものとみなし、出頭した被控訴代理人に弁論を命じ、口頭弁論を終結した事は違法でない(昭和二五年(オ)第一九三号同年一〇月三一日第三小法廷判決、民集四巻十号五一六頁参照)。其の他の論旨は原判決の違法を主張するものでないから採用に値しない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員一致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	本	村	善善	太	郎
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	垂	水	克		己